

ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）

目次

エグゼクティブサマリ	3
第1章. 目的・背景	4
1. 本ガイドラインの目的と対象	4
2. 本ガイドライン策定の背景	5
第2章. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性 ..7	
1. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり	7
2. 投資家・金融機関等におけるネイチャーファイナンス実践の意義	9
3. 自然資本に対するファイナンス拡大の社会的観点における必要性	11
第3章. ネイチャーファイナンスの実践の要点	13
1. ネイチャーファイナンスとは	13
2. ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目	15
3. ネイチャーファイナンスの実践に当たって投資家・金融機関等が取り組むべき事項	22
第4章. おわりに	29

エグゼクティブサマリ

エグゼクティブサマリについては各章の要点をまとめたものであり、重複を避けるためパブリックコメントの対象外となります。

第1章. 目的・背景

1. 本ガイドラインの目的と対象

【目的】

本ガイドラインは、投資家・金融機関等が投融資プロセスにおいて、自然資本¹への依存とこれに与える影響を考慮したポートフォリオ管理に努めることを通じて、自然資本の保全と回復、持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスの実践を拡大することを目的としている。

投融資プロセスにおいて、自然資本への考慮を組み込むためには、投融資対象企業の自然関連財務情報開示を含むネイチャーポジティブ経営への対応を適切に読み解く必要がある。本ガイドラインには、自然資本特有の分析・評価項目を記載した。これらの視点を得ることで、投資家・金融機関等の自然関連情報に関する分析力が向上することが期待される。

なお、本ガイドラインは義務的な性質のものではなく、ネイチャーファイナンスに取り組もうとする市場関係者の個々の判断により、任意に活用されることを意図している。また、成長期である市場の特性を踏まえて、市場関係者の幅広い創意工夫を促すよう、投融資に係る個別具体の手法等よりも、実践に当たって市場関係者間で共有すべき視点を示しつつ、本ガイドラインの想定するネイチャーファイナンス実践に望ましい事項に焦点を当てた。

【対象】

本ガイドラインは、投融資を通じて、自然資本に影響を及ぼす又は影響を受ける投資家・金融機関等を幅広く対象とする。具体的な実践主体としては、機関投資家（アセットオーナー・アセットマネジャー）、大手金融機関、地域金融機関、サービスプロバイダー等多様な者が想定される。

【国際的整合性】

本ガイドラインは、責任投資原則（PRI）、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）、国際資本市場協会（ICMA）等の国際的な団体等により公表されているネイチャーフ

¹ 生物多様性・生態系サービス・自然資本のそれぞれの意味は以下のとおりであるが、本ガイドライン内では、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」（2024年、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）に即し、企業価値との関係を明らかにする観点から、他文書からの引用や特に意味を特定する必要がある場合を除いて単に「自然資本」と記す。

- ・生物多様性：人間などの動物や、植物や菌類などの微生物まで、地球上に生息する全ての生物の間に違いがあること。生物多様性が豊富であるほど地球がレジリエントになることは、事業活動において、ポートフォリオにおける多様性がリスクと不確実性を低下させ、レジリエンスを高めることと同様。
- ・生態系サービス：生態系が自然にもたらす恵み。自然資本から発生するフロー。
- ・自然資本：定義には様々なものがあるが、IIRCの定義では「組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能及び再生不可能な環境資源及びプロセス。自然資本には次を含む。○ 空気、水、土地、鉱物及び森林 ○ 生物多様性、生態系の健全性」とされている。 出所：国際統合報告（2021年）「<IR>フレームワーク」

ファイナンスに関する各種ガイダンス等との整合に配慮し、取りまとめた。一方で、ネイチャーファイナンスに関する国内外のガイダンス等は現在も発展途上であることから、今後の国際動向も踏まえ、情報を更新していくことが重要である。

【本ガイドラインの構成】

本ガイドラインは、4章から構成される。第1章は目的・背景、第2章は自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性、第3章は、ネイチャーファイナンスの実践の要点、第4章は、ネイチャーファイナンスの質向上・拡大に向けた期待をまとめた。なお、本ガイドラインのうち「望ましい」と表記した項目は、必須ではないがネイチャーファイナンスの実践に当たり本ガイドラインとしては採用したほうが良いと考える事項である。

2. 本ガイドライン策定の背景

生物多様性条約第15回締約国会議において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」、すなわち「ネイチャーポジティブ」の実現が2030年ミッションとして掲げられた。この達成に向けて、国内、国際、公共及び民間の資源を含むあらゆる資金を動員し、2030年までに少なくとも年間2,000億米ドルを自然資本に振り向けていくことが必要とされている。

世界的な危機感の高まりを受けて、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）²が2023年9月に情報開示のフレームワークを公表した他、自然のための科学に基づく目標（SBT for Nature）³といった目標設定の枠組みの策定も進んでいる。ISSBは2026年4月に自然関連開示に関する要求事項をIFRS実務記述書の形式で提案することに合意した。

我が国では、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」⁴で、昆明・モントリオール生物多様性枠組と整合させる形で「2030年ネイチャーポジティブ」の実現をミッションとして掲げ、「ネイチャーポジティブ経済の実現」を基本戦略の一つに設定した。2024年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」⁵、2025年7月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」⁶を公表した。日本はTNFD Adoptersの企業数が2026年7月時点で世界最多⁷であり、企業の自然資本に対する関心は高く、官民を挙げて企業のネイチャーポジティブ経営への移行を進めている。

² Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

³ Science Based Targets for Nature

⁴ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）

⁵ ネイチャーポジティブ経済移行戦略

⁶ ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）

⁷ 2026年7月14日時点で233社

あらゆる経済活動が自然資本に影響を与えるとともに依存していること、特に我が国の経済活動は海外の自然資本に大きく依存し、その損失によるリスクは食料・資源等の安全保障にも直結する重要な要素であることへの認識は、事業会社のみならず投資家・金融機関等においても急速に高まっている。

投融資先企業の自然関連リスクと機会の把握は、気候変動対応よりも複雑であることから、どのように評価し、投融資判断に組み込むかについての実践的なガイドラインを策定することとした。なお、本ガイドラインは、国内外において整備されてきたグリーンファイナンスに関する各種ガイドライン等を、自然資本の観点から補足するものである。

第2章. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性

1. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり

- 全てのビジネスは自然資本に依存している^{8,9}。そして、自然資本はかつてない速度で劣化している。経済・社会の基盤である自然資本について、供給制約を超えてこのままのペースで消費しその損失が続けば、経済社会全体にとってシステムレベルでの重大な影響が生じかねない¹⁰。
- 企業活動に焦点をあてれば、自然資本の毀損は、資源の枯渇やブランド棄損、追加負債等の財務的コストを発生させる¹¹など、当該企業の持続可能性に対する明確なリスクとなる。
- 自然資本の危機的状況は、物理的リスクと移行リスクが相互作用的に発生、連鎖することで経済・金融システム全体の安定性に影響を与え得る。一方で、投資家・金融機関等が投融資活動を通じて企業のネイチャーポジティブ経営への転換を促すことは、投資家・金融機関等にとっても新たな投資機会が生まれること、また、リスクの低減につながり得ることが考えられる。

(1) 国内外において、自然資本の損失は危機的状況にあり、科学・経済的観点の双方で持続可能な発展の根底を揺るがす課題である。

- ① IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）は、現在 100 万種以上の動植物が絶滅の危機に瀕しているとし、土地開発や資源消費の拡大、気候変動、侵略的外来種、水・土壌・大気の汚染が不可逆的な生物多様性の損失をもたらしていると評価している¹²。それにより、従来享受していた生態系サービスが低下し、原材料の収量低下や品質劣化による価格変動、土地劣化がもたらす自然災害の増加による事業継続性の低下など様々な事業リスクが想定される。また、リスクは企業の直接操業の範囲だけでなく、バ

⁸ IPBES (2026 年)「[Methodological assessment of the impact and dependency of business on biodiversity and nature's contributions to people \(business and biodiversity assessment\)](#)」

⁹ 世界経済フォーラムのレポートによれば、世界の GDP のうち 15% (13 兆米ドル) が自然への依存度が高い産業、37% (31 兆米ドル) が中程度の依存度の産業において生み出されている。自然への依存度が高い三大産業（建設、農業、食品・飲料）では、森林や海洋からの資源の直接採取等の何らかの生態系サービスの提供に依存しており、こうしたサービスを自然が提供できなくなれば、前述の産業が大きな損失を被る可能性がある」と指摘されている。出所：世界経済フォーラム（2020 年）「[自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由](#)」

¹⁰ Dasgupta Review では、現代社会において、人間活動及び企業活動の基盤である自然資本は、人口増加、消費拡大、土地利用の変化、資源の過剰利用、化学物質の拡散などが地球規模で生態系を圧迫し、自然資本の危機的状況をもたらしていると指摘されている。出所：Dasgupta, (2021 年)「[Final Report - The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review - GOV.UK](#)」
プラネタリー・バウンダリでは、地球の環境許容量を科学的に定義し、気候変動、土地利用、淡水消費、化学汚染など 9 つの領域で限界を超えると、回復不能なリスクが顕在化すると警告する。すでに生物多様性の損失や窒素・リン循環など 7 つの領域で限界を超えており、地球システムの安定は損なわれつつあるとされている。出所：Rockström et al.(2009 年), Steffen et al. (2015 年),「[Planetary Health Check](#)」(2025 年),「[Planetary boundaries - Stockholm Resilience Centre](#)」

¹¹ BloombergNEF (2023 年)「[When the bee stings: counting the cost of nature-related risks – TNFD](#)」

¹² IPBES (2019 年)「[IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約](#)」

リユーチェーンの広範囲に及び得るため、事業が自然と直接の接点を持っていない企業も調達リスクにさらされる。

- ② IMF Climate Staff Note によれば、自然資本の損失が経済・金融に与えるリスクは、物理的リスクと移行リスクにさらされているという観点では気候変動と大きな共通点を示している。その一方で、アマゾンの熱帯雨林の崩壊などティッピング・ポイント（急速かつ大規模に起こり得る生態系状態の非線形で自己増幅的かつ不可逆的な変化）¹³到来のおそれがあることを勘案すると、気候変動よりも緊急性が高いとされる。また、それらは金融システム全体に波及し、重大なシステムリスクを引き起こし得ることが指摘されている。

(2) 自然資本の危機的状況は、一つの損失が間接的に組み合わさることで、物理的リスク¹⁴と移行リスク¹⁵が相互作用的に発生、連鎖し、経済・金融システム全体の安定性に影響を与え、社会システム全体の崩壊を生じさせるリスク¹⁶に発展する可能性がある。

- ① TNFD によると、生態系サービスの広範な喪失は、食料・水・医薬品・インフラ等の基礎資産価値を毀損し、金融市場の安定性や信用供与の縮小、資産評価の急変を招く¹⁷。上記の一例として、資本支出の増加、資産の売却、資産の除却などの戦略的意思決定の調整による財務上の損失/利益(操業の中断、座礁資産の発生、コストの増加、市場需要の変化による生産の減少など)、負債/株式評価の変化、資本コスト及び保険コストとして顕在化する可能性がある¹⁸。
- ② NGFS (Network for Greening the Financial System) は、生物多様性の損失を含む自然関連リスクが重大なマクロ経済的影響を及ぼす可能性があることを指摘する。また、こうした影響を考慮、軽減、適応できないことが金融の安定性に関

¹³ IMF Climate Staff Note では、ティッピング・ポイント（転換点）について次のように説明されている。

生態学的（または生態系）ティッピング・ポイントとは「急速かつ大規模に発生し得る、非線形で自己増幅的かつ不可逆的な生態系の状態の変化」である (Marsden and others 2024 年)。ティッピング・ポイントのリスクは、土地利用の変化や汚染、気候変動など、人間活動による自然への負荷によって増大する。「地球システムの安定性を脅かす」主要なティッピング・ポイントの例としては、「アマゾンの熱帯雨林の非森林状態への衰退、亜寒帯林の被覆の変化、熱帯泥炭地の崩壊、サンゴ礁の死滅による海洋砂漠化、そしてマングローブの枯死により干潟へ戻ること」などが挙げられる (Marsden and others 2024 年)。Climate Staff Note では、ティッピング・ポイント（転換点）について次のように説明されている。

¹⁴ 物理的リスクとは、自然資本の劣化や生態系サービスの喪失による直接的な損害や財務的影響を指す。

●直接的損害例：森林減少による水供給の不安定化、土壌劣化による農業生産性の低下等

●財務的影響例：原材料の供給制約、事業中断、サプライチェーンの混乱、損害保険の支払額増加等

¹⁵ 移行リスクは、自然資本保全に向けた社会・政策・市場の変化によるリスクである。規制強化や持続可能性基準の導入、情報開示要求 (TNFD 等) によって、ビジネスモデル転換費用や既存資産の価値毀損リスクが発生する。特に金融機関は、貸付先の資産評価やリスク管理手法の見直しが求められる可能性がある。

¹⁶ 社会基盤に対するリスクには以下二つがある。

●生態系安定性リスク：生態系サービスが提供されなくなるリスク

●金融安定性リスク：金融システム全体が不安定化するリスク

¹⁷ TNFD (2025 年) 「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

¹⁸ TNFD (2025 年) 「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

連するリスクの原因になり得るとして、各国の中央銀行及び監督当局に対して自然関連金融リスクを考慮すべきであると声明を出している¹⁹。

- ③ 2021 年の世界銀行のレポートによると、花粉媒介、海洋漁業による食料供給、原生林からの木材供給といった特定のサービスの崩壊は、世界の GDP に大きな減少をもたらし、控えめに見積もったとしても、2030 年には 2.7 兆ドルの損失になる可能性がある²⁰。

2. 投資家・金融機関等におけるネイチャーファイナンス実践の意義

- ネイチャーファイナンスは、投資家・金融機関等にとって、中長期的な時間軸に立ったリスクの抑制及びリターンの確保に資することが期待される。
- これは、投融資先企業の自然関連課題（依存と影響、リスクと機会）を適切に捉え、エンゲージメントや投融資の実行等を通じて事業内容の改善、ネイチャーポジティブ経営への移行を促すことで、財務リスクの低減が図られ、結果としてリターンの継続性確保につながるという考えによるものである。
- NGFS²¹ は、自然関連金融リスクが物理・移行リスクを通じて金融機関に波及するため、適切な管理が金融安定に重要と示している。同時に、投融資先企業の持続可能な経営の実現も金融市場の安定化につながるものであり、社会経済全体の持続可能性を底上げすることにつながり得る。ネイチャーポジティブ経営及びその総体としての経済への移行は、社会・経済のゲームチェンジを伴うものであり、大きなビジネス機会を生むことが見込まれている。

- (1) ネイチャーファイナンスは、投資家・金融機関等にとって中長期的にはリスクの抑制及びリターンの確保に資すると考えられる。例えば、株式投資の場合は、投融資先企業のネイチャーポジティブな取組が事業成長に紐づくものであれば将来キャッシュフローの向上が見込める場合がある。また、潜在的な事業リスクの低減を通じて資本コストの低減につながる場合もあると考えられる。債券・融資等においては、事業リスクの低減を通じた元利償還の確実性の向上にも結び付くことが期待される。
- (2) 前述のとおり、自然関連リスクは社会基盤そのものへの影響を与える可能性があり、これまでの経済の在り方からネイチャーポジティブ経済に移行しないことには、現状レベルの経済活動の維持は中長期的に難しくなることが想定される。つまり、企業にとっては、こうした社会の要請の転換に早期に対応していくことで、中長期的な観点からは、事業におけるコスト削減やサプライチェーンのレジリエンス向上、新たな市

¹⁹ NGFS（2022 年）「[NGFS acknowledges that nature-related risks could have significant macroeconomic and financial implications | Network for Greening the Financial System](#)」

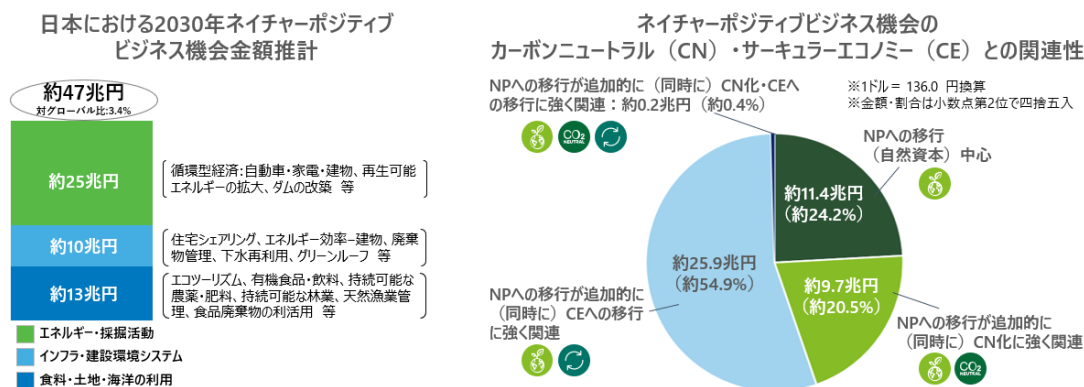
²⁰ 世界銀行グループ（2021 年）「[The Economic Case for Nature](#)」

²¹ NGFS Nature package（2026 年）「[NGFS 2026 Nature Package | Network for Greening the Financial System](#)」

場創出などといったビジネスの機会獲得につながり得る。

- (3) 金融サービスは、投融資先企業の成長が自組織の成長の原資となるビジネスであり、こうした自然資本を取り巻くビジネスの転換期におけるリスクと機会の両面を捉え、投融資プロセスに自然資本への考慮を組み込んでいくことが、投資家・金融機関等の持続的な成長基盤の強化に資するものと考えられる。
- (4) NGFS では、自然関連金融リスクの内容として、物理的リスク（生態系の劣化、生物多様性の損失、水不足）と、移行リスク（世界的な生物多様性目標に関連する政策、規制、市場、技術の変化）が示されている。さらに、その伝達経路について、これらのリスクは、伝統的な金融リスク区分（すなわち、信用、市場、オペレーショナル、流動性、引受）を通じて金融機関に伝達されると明記されている。加えて、より広い波及先としてシステム全体を対象とした研究では、自然劣化とマクロ金融安定性との明確な関連、並びに気候と自然の強い相互関連が示されており、自然関連金融リスクの適切な管理は金融安定の観点から重要であるとの認識が示されている。
- (5) なお、2020 年の世界経済フォーラムの報告²²をベースとした推計では、日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は 2030 年時点で約 47 兆円と推計されている。また、そのうち、4 分の 3 以上がカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーと強く関連している²³。

図 1：ネイチャーポジティブ経済への移行によるビジネス機会（推計）



出所：ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集（環境省）

- (6) 新たな投資機会を創出する戦略的手段として、NbSやネイチャーテック (Nature Tech、自然関連技術) によるビジネス機会の拡大可能性についても注目することが期待される。

- ① Nature4Climate の 2022 年の分析では、Nature Tech の市場は 2030 年には、2022 年時点の約 20 億ドル規模から、3 倍の約 60 億ドル規模に成長するとい

²² 世界経済フォーラム (2020 年) 「[New Nature Economy Report II The Future Of Nature And Business](#)」によれば、ネイチャーポジティブ経済への移行により、約 10.1 兆ドルのビジネス機会と、4 億人の雇用創出の可能性があるとされている。

²³ 環境省 (2024 年) 「[ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集](#)」

う見込みが示された²⁴。また、現に、Nature Tech 系のスタートアップ企業への VC(ベンチャーキャピタル)資金は 2023 年の 18 億 4,500 万ドルから 2024 年には 21 億 3,600 万ドルに 16%増加している。初期投資に限ってみると 2020 年時点からは約 3 倍の増加となっており、Nature Tech 市場は拡大傾向にある²⁵。

- ② Bloomberg の 2024 年のレポートでは、自然関連の取組を積極的に行うことが、企業収益の上昇という新たな財務的機会を生み出した企業事例も紹介されている²⁶。
- ③ 日本でも様々な業界において、自然資本の維持・向上に向けた取組が企業価値向上につながる事例が確認されている。(企業価値向上ストーリー集²⁷)

3. 自然資本に対するファイナンス拡大の社会的観点における必要性

- 社会経済の基盤である自然資本の維持・保全と自然資本に根ざした経済の新たな成長が両立したネイチャーポジティブ経済への移行は、資金調達者の持続可能な経営を実現することで金融市場を安定化させ、社会経済全体の持続可能性を底上げすることにつながり得る。また、多くの資源・食料・エネルギーを、グローバルサプライチェーンを通じて海外に依存する我が国にとって、ネイチャーポジティブ経済への移行は食料・資源の自給率向上による食料安全保障や資源安全保障の確保にも寄与するものである。
- ネイチャーファイナンスは、自然資本の維持・向上を、企業に対する投融資を通じて促進できる観点からも、国内外で期待されている。

(1) 社会経済の基盤である自然資本の維持・保全と自然資本に根ざした経済の新たな成長が両立したネイチャーポジティブ経済への移行は、資金調達者の持続可能な経営を実現することで金融市場を安定化させ得る。

特に、我が国は四方を海に囲まれ、エネルギーや食料等の生活に不可欠な物資を外国からの輸入に大きく依存していることから、国民生活や経済社会を支える基盤として、エネルギー安全保障や食料安全保障等の確保が決定的に重要である²⁸。「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」では、調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践は、食料・資源・エネルギー安全保障に直結するものであり、サプライチェーン上の位置付け（上流、直接操業、下

²⁴ Nature4Climate (2024 年)「[Nature Tech Market: Necessary, Emergent, Dynamic - Nature4Climate](#)」

²⁵ Serena (2025 年)「[VC Funding Trends in Nature Tech — Report 2025](#)」

²⁶ BloombergNEF (2024 年)「[Opportunity Blossoms The Business of Curbing Nature Loss](#)」

²⁷ 環境省 (2026 年)「[ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集](#)」

²⁸ 「エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた関係閣僚会議(2025 年)」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/enerugi/pdf/shiryo1.pdf>

流、廃棄・リサイクル）や国内外を問わず、全ての企業に推進が求められるとされている。

ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた取組をネイチャーファイナンスを通じ支援することは、ひいては社会経済全体の持続可能性の底上げにつながり得るものである。

- (2) 2026 年 2 月に政策決定者向け要約 (SPM) が承認された、IPBES の「生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論に関する評価 (ビジネスと生物多様性アセスメント)」によると、2023 年には自然に直接的な悪影響を与えた公的・民間の資金総額は推計 7.3 兆ドルに上り、うち 3 分の 2 の約 4.9 兆ドルが民間資金によること等も踏まえ、金融機関は、生物多様性に有害な活動から、生物多様性に正の影響をもたらす活動へ、ファイナンスを変えていくことができる旨が言及された²⁹。
- (3) 他方、自然資本の保全と持続可能な利用に貢献する活動に向けられた公的及び民間の資金フローは、2023 年にはわずか約 2,200 億米ドルであった。昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現するためのゴールとして年間 7,000 億米ドルの資金動員を掲げているが、この目標に対しては大きな資金ギャップがあることが明らかになっている³⁰。この「資金ギャップ」を埋めるためには、民間資金の動員が不可欠である。
- (4) 日本では公的資金は増加する一方、自然資本の保全に関する民間資金動員とは大きなギャップが存在することが明らかになっており、昆明・モントリオール生物多様性枠組目標の資金ギャップ解消へ一層の拡大が必要とされている³¹。

²⁹ IPBES (2026 年)「[Methodological assessment of the impact and dependency of business on biodiversity and nature's contributions to people \(business and biodiversity assessment\)](#)」

³⁰ IPBES (2026 年)「[Methodological assessment of the impact and dependency of business on biodiversity and nature's contributions to people \(business and biodiversity assessment\)](#)」

³¹ 2025 年に発表された「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028 (JBO4: Japan Biodiversity Outlook 4) に向けた中間提言」にて、生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公的資金の供与は増加傾向にある一方、民間資金の投入状況を総合的に評価することは現時点では困難であり、関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努めるとともに、必要な資金や支援の充足が実現するよう取り組むことが望まれるとされている。また、現状の民間資金の動員規模推計の約 4,679 億円は、UNEP「State of Finance for Nature 2023」の方法論をベースに、あくまでも現状の暫定値として推計されたもの。出所：環境省 (2025 年)「[生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028 \(JBO4: Japan Biodiversity Outlook 4\) に向けた中間提言](#)」

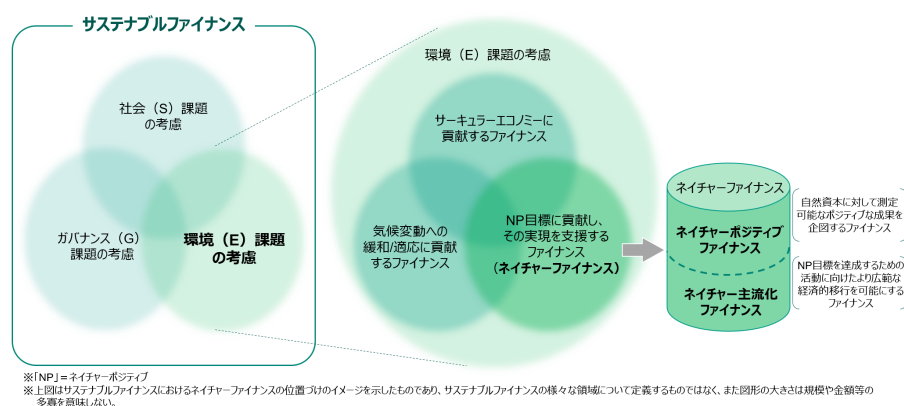
第3章. ネイチャーファイナンスの実践の要点

1. ネイチャーファイナンスとは

- ネイチャーファイナンスとは「ネイチャーポジティブ目標に貢献し、その実現を支援するファイナンス³²」である。
- これには、①ネイチャーポジティブファイナンス②ネイチャー主流化ファイナンスの2つがあるとされている³³。自然資本の損失を引き起こす慣行から経済活動全体を転換させるために、従来の投融資に自然資本への考慮を組み込むことも期待される。

(1) ネイチャーファイナンスとは、サステナブルファイナンスの一領域であり、本ガイドラインにおいては、国際的な定義と整合³⁴をとり、「ネイチャーポジティブ目標に貢献し、その実現を支援するファイナンス」とする。なおこのネイチャーポジティブ目標は生物多様性条約第15回締約国会議において「昆明・モントリオール生物多様性枠組³⁵」が採択され2030年ミッションとして掲げられたものである。ネイチャーファイナンスの位置づけは下記図2「ネイチャーファイナンスの位置づけに関する概念図」のとおりである。

図2：ネイチャーファイナンスの位置づけに関する概念図



具体的にネイチャーポジティブ目標に貢献する活動は以下の分類からなり、これらのいずれか一つ以上の活動を通じて昆明・モントリオール生物多様性枠組みの実施を支援する投融資がネイチャーファイナンスと定義される。

³² 世界銀行グループ（2024年）「[NOTE ON NATURE FINANCE TRACKING METHODOLOGY](#)」（a）（b）「自然資本」については世界銀行グループでは「生物多様性又は生態系サービス」とされている。

³³ 国際開発金融機関（2025年）「[MDB Common Principles for Tracking Nature Finance](#)」

³⁴ 本ガイドラインにおけるネイチャーファイナンスの定義は脚注33に示す世界銀行グループの整理を元にしている。これは脚注33の国際開発金融機関における共通原則の他、ICMA「[Sustainable Bonds for Nature A Practitioners Guide](#)」やUNEP FI「[Finance for Nature Positive Discussion Paper](#)」において参照されている。

³⁵ 昆明・モントリオール生物多様性枠組みでは、2030年に向けた具体的なターゲットが示されており、たとえば金融機関に関するものとしてはターゲット19において資金動員のほか、生物多様性の保全を目的とした地域社会主体の自然資源管理や市民社会の協力と連帯といった市場に基づかないアプローチの役割を強化といった役割が求められている。

- (a) 自然資本の回復と保全
 - (b) 自然資本の損失の直接的要因（陸と海の利用変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）の低減
 - (c) NbS(Nature-based Solution)の各経済セクターへの統合
 - (d) 上記(a)から(c)を実現するためのツール、その他のセクター別手段の設計と実施
- (2) ネイチャーファイナンスは①ネイチャーポジティブファイナンス②ネイチャー主流化ファイナンスの2つがあるとされている³⁶。
- ① ネイチャーポジティブファイナンス
- ネイチャーポジティブファイナンスは、自然資本に対して現状維持と比較して測定可能なポジティブな成果を企図するファイナンスである。これは、以下の3つの要件を全て満たす必要がある。
- (a) 自然に対して実質的な貢献をもたらすこと
 - (b) 期待されるプラスの成果が測定可能であること
 - (c) 当該ファイナンスは、重大な環境リスクや悪影響をもたらすことは想定されていないこと
- ② ネイチャー主流化ファイナンス
- ネイチャー主流化ファイナンスは、ネイチャーポジティブ目標を達成するための活動に向けたより広範な経済的移行を可能にするファイナンスである。これは投融資の実施において自然資本の観点を「主流化」、すなわち他の要素と同様に一般的なものとして考慮することにより、自然資本に依存あるいは影響を与える経済活動を持続可能な慣行へ導くものであり、ネイチャーポジティブファイナンスの3つの要件は満たさないがネイチャーポジティブ目標の達成には重要なものである。例えば融資に際した事業性評価や投資判断に自然資本の観点をインテグレートすることで、ネイチャーポジティブ目標に貢献する活動を金融面で支援することが含まれる。
- (3) 他の環境分野（気候変動や循環経済）に貢献するファイナンスも、ネイチャーポジティブ目標に貢献する場合、ネイチャーファイナンスとなり得るが、自然資本関連の取組とのシナジーやトレードオフへの対応が求められる。

³⁶ 国際開発金融機関（2025年）「[MDB Common Principles for Tracking Nature Finance](#)」。

図3：世界銀行グループのネイチャーファイナンス事例

ネイチャーポジティブ・ファイナンス事例	ネイチャー主流化ファイナンス事例
IBRD(国際復興開発銀行)/IDA(国際開発協会) 自然生態系の保全と持続可能な管理に焦点を当てた投資	IBRD(国際復興開発銀行)/IDA(国際開発協会) 廃棄物管理インフラ拡大のための投資
IBRD(国際復興開発銀行)/IDA(国際開発協会) 環境法規制の改革を支援する政策融資事業	IBRD(国際復興開発銀行)/IDA(国際開発協会) 水サービスへのアクセス向上と灌漑の拡大、流域回復のための投資
IFC(国際金融公社) 新規金属・鉱物の必要性を減らすための電子廃棄物リサイクルへの投資	IFC(国際金融公社) 小規模コーヒー生産者の間でのアグロフォレストリー実践拡大のための投資
	MIGA(多国間投資保証機関) 都市インフラの更新に自然に基づく解決策を統合するための保証

本ガイドライン策定時には別表として国内外の民間金融機関によるネイチャーファイナンスの事例を掲載予定。

2. ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目

- ネイチャーファイナンスを実践しようとする投資家・金融機関等において、企業の自然資本関連情報を企業価値として適切に評価するための項目を以下に例示する。
- (1) 基本項目
- ① 我が国の自然資本をめぐる状況
 - ② 複雑性・段階的アプローチ
 - ③ ネクサス（相互依存性）
- (2) ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目
- ① 依存とインパクト
 - ② 地域性（ロケーションファクター）
 - ③ バリューチェーン
 - ④ ミティゲーション・ヒエラルキー
 - ⑤ ステークホルダー（IPLCs：先住民の社会及び地域社会）との合意形成

(1) 基本項目

① 我が国の自然資本をめぐる状況

- 1) 我が国は、ユーラシア大陸に隣接しつつも孤立した島国であり、固有性が高いため、海外からの侵略的外来種の流入に脆弱な生態系を有している。また、南北に長い国土と、海岸から山岳までの標高差を有することから、多様な生物の生息・生育環境が広がっている。ある地域の自然と別地域の自然は必ずしも等価交換可能なものではなく地域性を有することで、地域産品等の多様な農林水産物や自然資源の確保・提供が可能となっている。
- 2) こうした豊かな自然環境は多様性を育む一方、近年の気候変動による影響を受けやすく、急峻な河川の氾濫、台風の増加等により急激なかく乱が生じやすくなることも懸念され、これまで確保できてきた自然資本や生態系サービ

すが、必ずしも今後継続して確保できるとは限らない。

- 3) 近年は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林業者等の減少等により里地里山の管理不足も起きている。それによって、シカ・イノシシの適切な管理や、人工林の木材利用等、自然資源が十分に活用されないことが、国内の自然資本生物多様性の損失の要因の一つになっている。このため、これらを積極的に活用した事業やビジネスは、地域社会への貢献という観点からも社会的意義が大きく、また利用可能な資源としても当面枯渇するおそれが少ないと言える。
- 4) また、我が国は豊かな生態系を保有する一方、その経済活動において国外の自然資本に大きく依存しているという特徴を併せ持つ。

② 複雑性・段階的アプローチ

- 1) 生物多様性・自然資本は、気候変動等とは異なり、企業活動や金融活動との依存関係・影響が可視化されにくく、空間的・時間的スケールも多様である。このため、単一指標による把握には限界があり、複数の指標を組み合わせたダッシュボード的手法や、フットプリント等の手法を活用した多面的な評価を行うことが望ましい。
- 2) 自然関連データは不完全であることが多く、国内外で発展の努力が続いているが、その不確実性を前提としつつ、広域的データと現地・地域レベルの情報を組み合わせて分析・評価を行うことが重要であり、既存データを活用した判断力（インテリジェンス）の高度化が不可欠である。
- 3) 当初は部分的であっても徐々に精度を高めていくような長期目線での段階的なアプローチに基づいた開示情報を求めることが望ましい。

③ ネクサス（相互依存性）

- 1) 生物多様性の損失は、気候変動、水資源、食料安全保障、健康等の課題と相互に関連し、単独の課題として対応することは効果的ではない³⁷。
- 2) ネイチャーファイナンスにおいても、気候変動対策等との整合性や共便益を意識しつつ、自然資本全体への影響を総合的に捉え、システムレベルでのリスクと機会を評価する視点が重要である。
- 3) 自然関連リスクへの対応は、気候変動（カーボンニュートラル）や資源循環（サーキュラーエコノミー）など他の環境分野の取組との統合的なアプローチを行うことが効果的である。

³⁷ IPBES は、生物多様性・水・食料・健康・気候変動の間にはシナジーとトレードオフが存在し、統合的な「ネクサス・アプローチ」による対応が必要であることを示している。参考：IPBES（2025年）「[Thematic Assessment Report on the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health](#)」

ア. 特に、自然資本と気候変動の関係性は、シナジーとトレードオフの両面で相互に影響し合う関係であり、以下4つの観点から正負の両面の影響を考慮し対応を検討することが望ましい³⁸。両者のつながりを理解した上で、持続可能な土地利用等による相乗効果の創出や、トレードオフを最小化するための対応策等、気候関連目標と自然関連目標を一体的に管理することが重要である。

- ✧ 気候変動は自然資本損失の直接要因であること。

- ✧ 自然資本の保全は気候変動対策に不可欠であること。

自然資本の劣化は、温室効果ガスの吸収量を減らし、排出量を増大させ得る。温室効果ガス量の削減を進め、パリ協定の目標を達成するためにも、自然資本の劣化を食い止める必要がある。自然資本の保全と再生に焦点を当てた対策は、多くの場合において気候変動の緩和にも波及効果があり、気候変動緩和・適応のコベネフィットを生む。例えば、森林、湿地、草原、農地全体で炭素貯留を増やし、温室効果ガス排出を回避する保全、回復、土地管理の改善策といった「自然気候ソリューション (Natural Climate Solution)」により、地球温暖化を1.5度又は2度に抑えるために必要な排出削減量の約30%の削減を実現することが可能と推計されている³⁹。

- ✧ 自然資本の保全を目的とした対策が気候変動に悪影響を及ぼす場合があること。

- ✧ 気候変動対策が自然環境に悪影響を与える場合があること。

イ. 自然資本と資源循環の関係については、過剰消費や廃棄は自然資本の損失の間接要因であり、直接要因（陸域・海域の利用変化、生物資源の持続不可能な利用、気候変動、汚染、侵略的外来種）の傾向を強めているとIPBESは指摘する⁴⁰。昆明・モントリオール生物多様性枠組の2030年ターゲット16には適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減することが掲げられている。

4) 気候変動や資源循環に貢献するファイナンスもネイチャーファイナンスとなり得るが、統合的なアプローチでネイチャーファイナンスに取り組む際には、自然資本に対する接点やシナジーを明確にすることが重要である。一方、トレードオフになる場合は、その適切な対処の是非について事業会社側

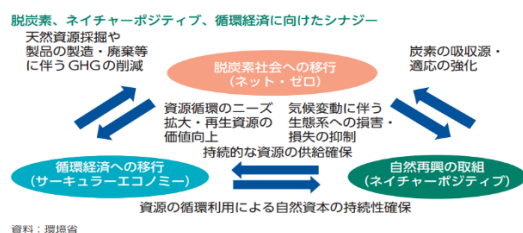
³⁸ Biodiversity for Foundation (2023) 「[FfB Foundation Unlocking the biodiversity-climate nexus](#)」

³⁹ 世界経済フォーラム (2021 年) 「[Nature and Net Zero](#)」

⁴⁰ IPBES (2024 年) 「[Thematic Assessment Report on the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health Summary for Policymakers](#)」

と対話することが望ましい。

図4：脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済の相互関係



資料：環境省
出所：令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

（2）ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目

① 依存とインパクト

- 1) 自然関連のリスク・機会は、組織の自然に対する「依存」と「インパクト（影響）」に由来する。投資家・金融機関等は、投融資先企業の自然との基本的な関係（依存とインパクト）を把握することが望ましい。
- 2) 依存とは、組織の活動を維持するために不可欠な環境資産や生態系サービスへの関わりを指す。例として、次の生態系サービスへの依存が挙げられる⁴¹。
 - ✧ 水流及び水質の調整
 - ✧ 火災や洪水などの災害リスクの調整
 - ✧ 花粉媒介に必要な生息環境の供給
 - ✧ 炭素の吸収、貯留
- 3) インパクトとは、自然の状態（質・量）の変化を指す。この変化により、自然が社会・経済に機能を提供する能力が変わることがある。例として、次のようなインパクトが挙げられる⁴²。
 - ✧ 工場操業による河川の汚染
 - ✧ インフラ整備に伴う自然生息地の転用
- 4) インパクトは正にも負にもなり得る。原因は組織又は他者の行為であり、直接的・間接的・累積的に生じ、単一の要因が複数の影響をもたらす場合もある⁴³。
- 5) 特に事業活動における自然資本への依存度が高いセクターにとって、自然資本とそこから生み出される生態系サービスは、企業の将来キャッシュフローの源泉となり得る。企業が依存する生態系サービスが失われれば、事業活動に重大な影響が生じるため、企業のマテリアルな依存とインパクトを把握することが重要である。
- 6) 投資家・金融機関等は、ポートフォリオ上の企業の自然資本への依存とイン

⁴¹ TNFD（2023年）「[自然関連財務情報開示タスクフォースの提言](#)」

⁴² PRI（2024年）「[責任投資の入門ガイド：アセット・オーナー向け生物多様性入門ガイド](#)」

⁴³ TNFD（2023年）「[自然関連財務情報開示タスクフォースの提言](#)」

パクトを ENCORE 等のツールを活用して分析し、セクターごとにどのような依存とインパクトがあるかを確認し、高リスクと判断されたセクターに属する企業に対しては、特にエンゲージメントを強化し、自然資本に対する適切な検討・対応がされていない場合は改善を求めることで、ポートフォリオの健全性を高めることができる。

② 地域性（ロケーションファクター）

- 1) 自然資本や生態系サービスの状態や脆弱性は、地域ごとに異なる。組織の資産、業務プロセス、製品・サービスが自然に及ぼす「依存」と「インパクト」は、地理的条件に固有である。
- 2) このため、企業は、バリューチェーンの各段階や各拠点について、地域の状況に応じた評価を行うことが推奨される。組織のリスク（例：急性の物理的リスク）や機会の多くも、特定の地理的な地点で発生する。自然との接点における地理的な固有性を踏まえることは、自然関連課題を適切に評価する上で不可欠である。
- 3) 注視すべき地域区分の例は次のとおりである。これらはいずれも場所に固有の特性を持つ。
 - ✧ マテリアルな地域（重要地域）：事業活動上、自然への依存・インパクト・リスク・機会が大きい地域
 - ✧ 要注意地域：生態学的に重要・脆弱である地域と接点がある地域
- 4) 要注意地域での生態系の回復・保全は、企業の評価向上に資する。また、重要地域を適切に管理することで、サプライチェーンの安定化が期待できる。
- 5) 投資家・金融機関等は、投融資先企業が、生物多様性「見える化」マップ（国内データの場合）や、IBAT⁴⁴などの外部データベースやツールを用いてバリューチェーン各拠点の地域固有の情報を把握しているか、また状況に応じた対応を講じているかを確認することが望まれる。
- 6) 地域性を考慮した自然資本へのアプローチとして、「ランドスケープアプローチ」（特定の地域や空間における土地・空間計画を基に、多様な人間活動と自然環境を総合的に捉えて課題解決をする手法）という考え方がある。こうしたマルチステークホルダー型の計画プロセスを参照し、企業の自然資本への取組が地域に根差した分析に基づくかを確認することは、同一地域に集中するリスク（例：流域全体の水不足による操業制限）を認識し対処する上で有用である。特に、金融セクターは金融ビジネスを通じて幅広いセクターとの

⁴⁴ IBAT の活用にあたっては、「Key Biodiversity Area」として選定されているエリアが適当なものであるかについて、他データツールも用いた総合的な評価をすることが望ましい。国内ロケーションの場合は、環境省が作成している「[生物多様性『見える化』マップ](#)」において、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所を確認することができる。

関わりを有しており、同一地域内の複数企業に対して、共通の自然関連課題についてランドスケープ単位で一貫した対話を実施することにおいて最適な存在であると言える。

③ バリューチェーン

- 1) 多くの企業、特に原材料に依存する企業では、バリューチェーン全体で自然資本に対する「依存」と「インパクト」が生じている⁴⁵。
- 2) 自然関連リスクは、バリューチェーンを通じて、非経済的影響(例：健康への影響)、経済的影響、金融的影響として連鎖的に波及し、発生源から遠く離れた場所にも及び得る⁴⁶。グローバル化の進展により、我が国の輸入依存度は高く⁴⁷、国外資源への依存が大きい日本経済は、国内にとどまらず、海外のバリューチェーン上の自然関連リスクの影響も受けやすい。
- 3) 上流(原材料の採取・調達)に位置する企業は、自然への依存度が高い傾向がある。下流(製造・販売・消費)に位置する企業は、上流の取引先の事業リスクが、コスト増などの形で自社に移転される可能性がある。
- 4) 企業による適切なバリューチェーン管理は、持続可能な調達による原材料の長期的な確保に資する。また、バリューチェーンの透明性の向上は、評判リスクの低減につながる。
- 5) 投資家・金融機関等は、投融資ポートフォリオの自然資本への依存・インパクト、リスク・機会を踏まえることが重要である。さらに、投融資先企業にとってマテリアルであると特定された場合には、国内外双方のサプライチェーンを総合的に捉え、ネイチャーポジティブを考慮した調達を行っているかを評価することも望ましい。
- 6) バリューチェーン評価におけるデータ上の制約がある場合、TNFDの開示提言では、組織に自然関連の評価と開示の範囲、及びその範囲を決定する際に辿ったプロセスについて説明することを求めている⁴⁸。

④ ミティゲーション・ヒエラルキー

- 1) ミティゲーション・ヒエラルキーとは、自然資本に対する負のインパクトを体系的に軽減し、回復不能な損失を防ぐための考え方である。基本的な順序は、可能な限り影響を「回避」し、回避できない影響は「最小化」し、損なわ

⁴⁵ IPBES (2026 年)「[The methodological assessment report on THE IMPACT AND DEPENDENCE OF BUSINESS ON BIODIVERSITY AND NATURE'S CONTRIBUTIONS TO PEOPLE SUMMARY FOR POLICYMAKERS](#)」 B10

⁴⁶ TNFD (2025 年)「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

⁴⁷ 公共財団法人日本海事広報協会 (2025 年)「[SHIPPING NOW : 日本の海運 2025-2026 データ編](#)」"我が国の暮らしと輸入依存度" p.26 より

⁴⁸ TNFD (2023 年)「[自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言](#)」

れた地域は「復元」することである。自然資本に対する「オフセット」は、これらの措置を尽くした上で残る影響に対して講じる「最後の手段」として位置づけられる。特に、脅威にさらされた生態系や健全性の高い区域への影響については、回避及び最小化を行うことが極めて重要である。

- 2) 投資家・金融機関等は、「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方にに基づき、まずは事業に起因する直接操業とバリューチェーン全体を通じた自然へのマイナスインパクトの回避・軽減に積極的に努めるよう投融資先企業に奨励することで、企業の自然関連リスク・機会を構造的に管理することができる。これは赤道原則における考え方⁴⁹と整合するものである。
- 3) 投融資先企業が、事業活動と関連する自然資本の分析・評価にとどまらず、自然資本への負のインパクトを低減するよう、ネイチャーポジティブに資する具体的な行動を取っているかを確認することが重要である。

⑤ ステークホルダー（IPLCs：先住民の社会及び地域社会）との合意形成

- 1) 自然関連課題を確実に特定し、評価し、管理するためには、企業の事業展開によって自然との接点から影響を受けると考えられるステークホルダーに対し、企業がどのような人権方針を策定の上エンゲージメント活動を行うのか、また取締役会の監督状況をどのように確保しているのか当該企業に対して説明を求めることが望ましい。
- 2) 影響を受けるコミュニティは多様である。組織の事業や事業拠点に隣接する地域社会に加え、例えば種の喪失などの自然の損失や、組織が発生させる水質汚染・大気汚染などのインパクト要因によって、離れた場所に居住する地域社会が影響を受けることもある。影響を受けるコミュニティの一つには「先住民の社会及び地域社会（IPLCs）」がある。

生物多様性条約第8条(j)において、生物多様性保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する IPLCs について、その知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し、及び維持すること、並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励することなどが規定されている。また、名古屋議定書第7条においては、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって IPLCs が有するものが、当該 IPLCs の、自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意（FPIC：Free, Prior and Informed Consent）等を得て取得されること、そして相互に合意する条件が設定されていることを確保するため、締約国は、適宜、国内法令に従って措置をとることが規定されている。

このような規定により措置が講じられている国・地域もあることから、

⁴⁹ EQUATOR PRINCIPLES（2020年）「[エクエーター原則/赤道原則 EP4](#)」

IPLCs に影響を及ぼす可能性のある活動の実施に際しては、十分な対話を通じた合意形成が重要である。

- 3) 企業の事業活動における IPLCs との関係は、自然資本に関連する依存・インパクト・リスク・機会の評価と管理において重要である。IPLCs との関係が脆弱な場合、権利侵害、法的責任、評判リスクなどが増加するリスクにさらされる可能性がある。他方で、IPLCs による生物多様性保全等への貢献を認め、協力関係を構築することで、彼らの持続可能な発展を確保しつつ、その生態学的な知識を自然資本の保全戦略に統合することもでき、リスク低減と持続可能な社会の実践につながる。
- 4) こうした観点から、投融資先企業による IPLCs に対するエンゲージメントや合意形成のプロセス、協力の実施内容を確認し、人権方針の有無とその実効性など、適切な対応がなされているかを評価することが重要である。

(3) 自然関連指標/枠組

実効的なネイチャーファイナンスの分析・評価をするためには、TNFD 等の指標を用いて、可能な限り投融資先の事業が自然資本に与えるインパクトを可視化することが望ましい。本ガイドライン策定の時点における企業の自然関連指標の開示は必須ではない。例えば、TNFD は「Comply or Explain (原則は推奨される指標を開示する。開示しない場合はその理由を簡潔に説明するという原則)」でのアプローチを求めており、一律の開示ではなく柔軟性を許容している⁵⁰。投資家・金融機関等は、エンゲージメントを通じて、企業の段階的な開示の高度化や取組の可視化を促進することで、定量的な指標開示だけでなく企業の定性的な取組も含めて、長期的な価値創造の実現に向けた対話の材料を増やすことが期待される。

3. ネイチャーファイナンスの実践に当たって投資家・金融機関等が取り組むべき事項

- 投資家・金融機関等は、各主体のビジネス形態に応じた以下の取組を通じて、企業の事業活動をネイチャーポジティブな方向へ促すことが期待される。
 - ① 投資家・金融機関等自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み
 - ② 自然資本を考慮した取組による企業価値向上に向けたエンゲージメント等
 - ③ 自然資本への負の影響を下げ正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支える投融資の実行

(1) 気候変動テーマ等は既に投融資の観点に取り入れられている組織も多いが、自然資

⁵⁰ TNFD (2023 年)「[自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言](#)」

本への考慮を通常の投融資プロセスに加えることで、ポートフォリオのリスク管理精度向上や新たな投融資機会の発掘、ステークホルダーとの関係強化につながっていくことが考えられる。

- (2) 各主体によって実施事項は様々であるが、以下に、国内外の投資家・金融機関等が実践する事例を基に、取組手法を紹介する。それぞれの事項における個別具体的な進め方については、各組織において最適化されることが期待される。なお、投資家・金融機関等における先進事例については別表をご参照されたい。

(別表についてはパブリックコメントの対象外となります)

① 投資家・金融機関等自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み⁵¹

組織の投融資方針や戦略の中に自然関連課題の観点を織り込み、企業に対して事業活動を通じた自然資本への適切な対応を求める明確な姿勢を示す。また、取締役会や経営会議、サステナビリティ委員会等、既存の経営体制のもとで、検討及びモニタリングすべき事項として自然資本リスクを盛り込む。例えば下記事項の実施が考えられる。

1) 優先対応領域の特定：

定量的ツール（ENCORE 等）を活用し、セクター・地域別の自然資本依存度・影響度をヒートマップ等で可視化し、組織としての優先対応領域を特定する。

2) TNFD フレームワークに基づく開示：

自らの自然関連リスク・機会の分析結果や、ポリシーや取組を情報開示することで、ポートフォリオにおける自然関連リスク管理の高度化、ネイチャーポジティブな事業機会の取り込みを支援するなどのエンゲージメントの高度化につなげる。また、投融資先企業や委託先の投資運用会社にも情報開示を促す。

② 自然資本を考慮した取組による企業価値向上に向けたエンゲージメント等⁵²

⁵¹ 【参考ガイダンス】

・ PRI「[生物多様性ポリシーの策定 アセット・オーナー・インベスト・マネジャー向けテクニカルガイド](#)」

自然資本への配慮を織り込んだ組織ポリシーの策定方法を提示。ポリシーに何を含めるべきか、その定め方について解説。

・ 環境省「[TNFD 提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス（金融機関向け）-2025 年度版-](#)」

金融機関における自然関連情報の分析・開示に向けた取組を促進するため、地域金融機関による自然関連情報分析実践プログラムの成果を基に、TNFD 提言に沿った自然関連情報分析の手法等を解説。

⁵² 【参考ガイダンス】

・ TNFD「[Asking Better Questions on Nature For board directors](#)」

取締役会メンバーが意思決定に役立つ情報を明らかにし、自然関連の課題が企業のガバナンス、戦略、リスク管理、資本配分の意思決定に適切に組み込まれていることを確認するための 12 の重要な質問と、それらの議論を支えるために組織から期待される分析手法を紹介。

・ PRI「[責任投資の入門ガイド：アセット・オーナー向け生物多様性入門ガイド](#)」

アセット・オーナーが、運用会社（アセット・マネジャー）のアプローチが自社のアプローチとどれだけ整合しているかを評価す

投資家・金融機関等の適切なエンゲージメント等により、投融資先企業に対して自社の自然資本への依存と影響の把握、適切な指標・データ・開示の整備、自然関連リスクの分析と経営への統合を促すことは、投融資先企業の脆弱性を減らし、変化への対応力を高め、中長期の企業価値向上につながると考えられる。例えば下記のアプローチが考えられる。

1) 構造化されたエンゲージメントフレームワークの構築：

企業による実効性ある自然資本の維持・向上の取組を促進するため、セクター別の自然関連リスク（物理的・移行）を特定した上で、投資先企業に対して「取締役会の監督体制整備」「自然資本戦略の策定」「TNFD 準拠の開示」等を求めるエンゲージメント方針を整備する。

本ガイドラインに掲載するネイチャーファイナンスの実践における質問例も参考にされたい。

2) 気候変動エンゲージメントとの連携：

自然資本エンゲージメントを気候変動へのエンゲージメントと切り離さず、統合的に実施する。気候変動目標と同様に自然関連目標の設定を投資先企業に働きかけ、成果の創出を目指す。

3) エスカレーション手段の明確化：

エンゲージメントで進展が見られない場合の議決権行使方針等のエスカレーション手段をあらかじめ規定し、実効性を担保する。

4) 移行計画、シナリオ分析：

移行計画における自然やシナリオ分析の充実性についても企業との対話を深めていくことが望まれる。ただし、移行計画については、形式的な計画文書の存在を求めるのではなく、上述の自然資本固有の視点等に対する実際の対策と取組状況に関して、段階的にでも開示を求めていくことが重要である。特に目標の設定については地域性に応じた検討及びそれに応じたモニタリング指標が設定されているかという目標と運用の整合性を確認すべきである。また、気候変動移行計画と統合する形でネクサスが考慮されているかどうかも重要である。

シナリオ分析については、TNFD のシナリオ分析アプローチにもあるように、様々な不確実性を考慮した探索的シナリオ分析であることを理解し、初期段階では定量的なデータにこだわらず段階的に取組を評価することが望ましい。

るための質問例を、ガバナンス、戦略、目標と指標、リスクマネジメント、情報開示の5つの観点で例示。

- Nature Action 100 「Nature Action 100 Company Benchmark Methodology」

Nature Action 100 は、投資家が企業に対して、生物多様性の観点で期待する行動指標を6つのIndicatorで整理。投資家と企業のエンゲージメント戦略を策定する際に利用され、企業の進捗状況を評価することを目的としている。

- WWF 「金融機関向けエンゲージメント支援ツール「ネイチャーポジティブに向けた投融資チェックリスト」

金融機関が投融資先企業の環境・社会リスクをバリューチェーン全体で把握し、ネイチャーポジティブを目指したエンゲージメントを促進することを目的として作成されたチェックリスト。7つのコモディティを対象とする。

また、セクターによっては、地域ごとにシナリオが異なるケースもあるため、ロケーションベースでのシナリオ分析から着手することも効果的であることを企業とのエンゲージメントに含めることも考えられる。

【エンゲージメントにおける自然関連質問例】

ネイチャーファイナンスの実践に当たっては前述の固有の項目等を踏まえた、投融資先企業、ステークホルダーとの個別具体的な対話、エンゲージメントが必要となる。したがって以下の自然関連質問はあくまで「例」であることに注意されたい。

観点	狙い	質問例 ⁵³
1. ガバナンス	自然関連課題に関する企業のガバナンス体制を把握する	- 取締役会や経営陣の監督責任の一環として自然関連のモニタリングを行っていますか？ - 取締役会や経営陣は自然関連課題に取り組む意義をどのように説明しますか？ - 自然に関するアクションの進捗状況を誰がどのようにレビューしていますか？ - 自然関連課題を含む、サステナビリティ体制の専門性や能力向上に関する取組を行っていますか？
2. 戦略	自然関連課題が、企業の事業、戦略、財務計画等どのように反映されているのか把握する	- 自社の事業活動における自然への依存・インパクト・リスク・機会を特定するための戦略が定められていますか？ - 自然関連のマテリアリティ評価のプロセスはどのように実施していますか？ - 自然関連課題を短期的な経営判断から長期的な戦略に統合的に組み込んでいますか？ - 自然関連目標は気候変動に関する移行計画と統合する形で設計されていますか？ - 事業を展開している各法域における、自主的及び義務的な規制の変化、業界標準を把握し、事業戦略に反映していますか？

⁵³ TNFD、PRI、NA100 のガイダンスから統合

観点	狙い	質問例 ⁵³
3. リスクとインパクト管理	企業が自然関連の依存・インパクト・リスク・機会をどのように評価・優先付け・監視しているのかを把握する	- バリューチェーンにおける自然関連リスクをどのように特定し、優先付けを行っていますか？また、バリューチェーン全体のうち、どの程度まで自然関連リスクを把握していますか？ *特に確認すべき観点 - 定量的な指標を用いた分析を行っていますか？ - 上流・下流を含むバリューチェーン全体で分析していますか？ - ロケーションファクターと組み合わせた分析を行っていますか？ - 自社のバリューチェーンにおける先住民の社会及び地域社会（IPLCs）などの重要なステークホルダーを特定していますか？また、彼らとの対話を通じて影響を把握していますか？ *特に確認すべき観点 - 人権方針の存在と実効性をどのように担保していますか？ - エンゲージメントプロセスの文書化をしていますか？ - 先住民や地域コミュニティとの間でFPIC（Free, Prior and Informed Consent: 自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）が実施され、先住民の権利が十分に尊重されていますか？ - ステークホルダーからのグリーバンスメカニズム（権利侵害が発生した際の苦情処理・救済措置の仕組み）が設けられていますか？ - リスク・機会分析の結果をどのようなプロセスで経営判断に活用していますか？

観点	狙い	質問例 ⁵³
4. 目標・指標	自然関連課題に関して、企業が設定している目標と測定指標を把握する	- 自然関連の明確な目標・指標を設定していますか？また、それらを採用した理由は何ですか？ - 自然関連の目標・指標はどのように、どの頻度でレビュー・測定していますか？
5. 情報開示	企業が自然関連課題に関する情報開示をどのように行っているのか把握する	- 自然に関する組織の依存・インパクト・リスク・機会について情報開示と報告を行っていますか？ - 情報開示はどの頻度で行っていますか？ - 情報開示のフレームワークは TNFD 等の特定のフレームワークやガイダンスに整合していますか？

③ 自然資本への負の影響を下げ正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支えるための投融資の実行 ⁵⁴

取組手法例については以下が考えられる。

1) 融資判断への自然資本基準の統合：

脆弱な生態系やロケーションへの影響が大きい案件に対しては、デュー・デリジェンスを強化し、負の影響への適切な緩和策策定を融資条件として明文化する。

2) 自然資本 KPI 連動型ファイナンス等の提供：

再生型農業・海洋保全・生物多様性回復など自然にポジティブな取組に対し、KPI 達成と連動したサステナビリティ・リンク・ローンや自然資本保全に関

⁵⁴ 【参考ガイドライン等（ネイチャープロジェクト等の適格性評価の際に参照できるガイドライン等）】

・ ICMA 「[Sustainable Bonds for Nature A Practitioners Guide \(ICMA\)](#)」：

ICMA は、グリーンボンドの 10 の原則に則り、ネイチャーボンドに適用させることができる基準と指標や、サステナビリティ・リンク・ボンドに適用できる自然関連の KPI 例を提示している⁵⁴。

・ 環境省「[グリーンボンド及びグリーンローンガイドライン「グリーンリスト」](#)」：

環境省では、グリーンファイナンスの普及・拡大を目的としてグリーンボンド及びグリーンローンガイドラインを公表している。

➤ これらのガイドラインは国際的に広く認知されている ICMA のグリーンボンド原則や LMA（ローンマーケットアソシエーション）のグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、実務担当者がグリーンボンド及びグリーンローンに係る具体的な対応を検討する際に判断に迷う場合に参考とし得る、具体的な対応の例や国内の特性に即した解釈を示しており、グリーンボンドやローンによるネイチャープロジェクトへの資金調達においても活用することができる。

➤ 同ガイドラインの付属書 1 ではネイチャープロジェクトの適格性を評価する際にも重要となる「グリーンプロジェクトの判断の観点」を示している。また別表（グリーンリスト）は、環境改善効果を算出する際の具体的な指標を含め、グリーンプロジェクトと整理され得る具体的な資金使途例やネガティブな環境効果例を示した例示のリストとなっている。

➤ 自然関連の KPI を活用した資金使途を問わない資金調達においては、サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインが参照可能である。

するインパクトファイナンスを提供する。また、既存のグリーンファイナンス（グリーンボンド・グリーンローン等）の枠組みにおいて、自然関連の資金使途があるものを評価する。

3) **自然資本テーマファンドの組成：**

自然資本保全・回復に特化した投資ファンド（生物多様性債券ファンド、自然資本ファンド等）を組成する。

4) **Nature Tech・スタートアップ等への出資：**

NbS 等の自然関連テクノロジー企業へ出資し、ビジネスのスケールアップを支援することで間接的に広域の自然資本保全を促進する。

また、企業の取組の評価に当たっては、ポジティブなインパクトを生み出すものだけでなく、ネガティブなインパクトの低減による自然資本への貢献も評価することが重要である。また、自然資本に対する維持・向上に向けた取組が他の環境目標に重大な悪影響をもたらさないことが前提となる。

【参考：自然資本の取組による正の影響の可視化において活用できる制度】

下記のような認定を受けたサイトにおける取組は、自然資本の保全、回復、創出に向けた正の影響を生み出している場合がある。その活動が企業の事業活動のリスク・機会に関係していれば、ネイチャーファイナンスの実施に当たってポジティブに評価することができる。

- 自然共生サイト：民間等の取組により生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する仕組みであり、ガバナンス、生物多様性の価値、活動・モニタリング計画などが基準に基づき確認される点で信頼性が高い。維持タイプ、回復タイプ、創出タイプがある。
- TSUNAG（優良緑地確保計画認定制度）：国土交通省による認定制度。民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する。
- 森林経営計画制度（そのうち生物多様性を高めるための取組を記載したもの）：森林所有者等が、一体的まとまりのある森林を対象として森林の施業等に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度。生物多様性を高めるための活動やそのモニタリングに関する取組を計画に位置付け、実施することができる。当該計画に基づく森林から生産された木材は、生物多様性保全の観点を含め、持続可能性に配慮した木材であることを確認できる。

第4章. おわりに

- (1) 企業が自身の事業活動と自然資本の関わりに含まれるマテリアルな財務・非財務価値を明確化し、自然資本を共通言語とした適切な情報開示を土台に投資家・金融機関等との対話を深めることは、事業リスクに対するレジリエンスを高め、新たな事業機会を生み得る。これは既存の価値協創ガイダンスで示される考え方とも整合的であり、企業価値の向上を通じた社会的価値の創出へとつながり得る⁵⁵。
- (2) 投資家・金融機関等は、こうした企業価値創造と持続可能な社会の好循環の創出の後押しをするため、ネイチャーファイナンスに取り組む明確な姿勢を示した上で、投融資行動に自然資本への依存・影響及び関連するリスクと機会を体系的に織り込み、ネイチャーポジティブ経営に積極的に取り組む企業に資金供給を行うことが重要と考えられる。
- (3) また、短期的利益を超えた中長期志向のもと、ビジネスと金融がネイチャーポジティブの実現に向けて対話・協働することは、企業の経営判断と投融資を通じた資本配分の変化を生み、社会経済活動の基盤である自然資本・生物多様性の維持回復につながると考えられる。これは、企業価値の持続的な向上と持続可能な社会の実現が相互に強化される好循環の創出につながるものである。
- (4) ネイチャーファイナンスはまだ緒についたばかりであるが、企業変革を後押しする梃となる。ネイチャーポジティブな経済社会の実現への道筋として、ビジネスと金融が同じ世界観を共有し、透明性ある情報、共通言語、協働によって対話を深化させることを期待する。
- (5) なお、本ガイドラインは、ネイチャーポジティブ経済の実現という目的を踏まえ、我が国におけるネイチャーファイナンスの実践の拡大状況、加速度的に変化する国際的な動向その他の状況の変化に応じ、必要に応じ改訂していくことを予定している。

⁵⁵ 経済産業省（2022年）「[価値協創ガイダンス 2.0](#)」

「価値協創ガイダンス」は、企業と投資家を繋ぐ「共通言語」であり、企業（企業経営者）にとっては、投資家に伝えるべき情報（経営理念やビジネスモデル、戦略、ガバナンス等）を体系的・統合的に整理し、情報開示や投資家との対話の質を高めるための手引として2017年に策定。（2022年に改訂）。

別表1 ネイチャーファイナンス 国内外の民間金融機関による事例

別表2 ネイチャーファイナンス関連事例集

別表3 ネイチャーファイナンス関連文献集